大和市告示第１６４号

大和市地域介護・福祉空間（介護分）整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和８年１０月１６日

大和市長　古谷田　　力

大和市地域介護・福祉空間（介護分）整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市地域介護・福祉空間（介護分）整備費補助金交付要綱（平成２８年大和市告示第１９８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する」を削り、「減災対策」の次に「並びに感染症の予防及びまん延防止対策」を加える。

第２条各号を次のように改める。

(1) 国実施要綱別表(1) 防災・減災等市町村事業整備計画に基づく事業の表（以下「補助事業の表」という。）イに掲げる認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業

(2) 補助事業の表ウに掲げる高齢者施設等の給水設備整備事業

(3) 補助事業の表エに掲げる高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業

(4) 補助事業の表オに掲げる高齢者施設等の換気設備整備事業

第３条中「国実施要綱別表」を「補助事業の表第５欄」に改める。

第４条第１項中「国実施要綱別表」を「補助事業の表第２欄」に改め、「交付基準単価」の次に「に補助事業の表第３欄に規定する単位数を乗じて得た補助基準額」を、「方の額」の次に「に補助事業の表第４欄に規定する国及び市町村等の交付率を合計した率を乗じて得た額」を加え、同項ただし書中「）」を「。以下同じ。）に、当該内示額を国の交付率で除して得た額に市町村等の交付率を乗じて得た額を加えた額」に改める。

第６条中「交付しない」の次に「ことを決定した」を、「より」の次に「当該」を加える。

附　則

この要綱は、公表の日から施行する。